

安来市高压ガス保安法審査基準

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和3年4月1日改訂)

(令和8年4月1日改訂)

目 次

	頁
第 1 章 総則	
第 1 はじめに	2
第 2 用語	2
第 3 許認可申請書等	2 ~ 6
第 2 章 高圧ガスの製造について	
第 1 高圧ガスの製造の許可	7
第 2 高圧ガス製造施設等の変更許可	8
第 3 審査基準	9
第 4 完成検査	9
第 3 章 高圧ガスの貯蔵について	
第 1 高圧ガスの貯蔵の許可	1 0
第 2 高圧ガス貯蔵所の位置等の変更許可	1 1
第 3 審査基準	1 2
第 4 完成検査	1 2
第 4 章 高圧ガスの輸入について	
第 1 輸入検査	1 3
第 2 審査基準	1 3
第 5 章 特定施設の保安検査について	
第 1 保安検査	1 4
第 2 審査基準	1 4

第1章 総則

第1 はじめに

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

また、島根県知事から高圧ガス保安法に係る事務・権限の一部が平成9年4月に安来市に移譲された。

この権限移譲された高圧ガス保安法に規定する高圧ガスに係る許認可事務において、行政手続法の目的主旨にのっとり、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分に要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

第2 用語

1 法令名等の略称

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、以下「法」という。
- (2) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）は、以下「政令」という。
- (3) 容器保安規則（昭和41年通産産業省令第50号）は、以下「容器則」という。
- (4) 冷凍保安規則（昭和41年通産産業省令第51号）は、以下「冷凍則」という。
- (5) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）は、以下「液石則」という。
- (6) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）は、以下「一般則」という。
- (7) 安来市高圧ガス保安法施行細則（令和2年安来市規則第4号）は、以下「細則」という。

第3 許認可申請書等

1 各申請手続き

手続き	項目	内容	根拠条文
許可	高圧ガス製造 (第一種製造者)	圧縮、液化その他の方法により1日に処理することのできるガスの容積が100 m ³ （第一種ガスにあっては300 m ³ ）以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする場合（冷凍のための高圧ガスの製造及び液石法を除く。）	法第5条第1項第1号
		一日の冷凍能力が20 t（第一種ガス、フルオロカーボン（燃焼性の基準に適合するものを除く。）又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は50 t）以上の設備を使用して冷凍のためのガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造する場合	法第5条第1項第2号
	高圧ガス製造 施設等変更	第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとする場合	法第14条第1項
	貯蔵所設置 (第一種貯蔵所)	貯蔵容積が1000 m ³ （液化ガスの場合は10 t）以上、第一種ガスにあっては3000 m ³ （液化ガスの場合は30 t）以上のガスを貯蔵する場合	法第16条第1項

許可	貯蔵所位置等変更	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更工事をしようとする場合	法第 19 条第 1 項
検査	製造施設・貯蔵所完成	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事が完成した場合	法第 20 条第 1 項
		高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事が完成した場合	法第 20 条第 3 項
	輸入検査	高圧ガス及びその容器を輸入した場合	法第 22 条第 1 項
	保安検査	第一種製造者が特定施設の保安検査を受ける場合	法第 35 条第 1 項

2 各届出等手続き

手続き	項目	内容	根拠条文
高圧ガス製造 (第二種製造者)		圧縮、液化その他の方法により 1 日に処理することのできるガスの容積が 100 m ³ (第一種ガスにあっては 300 m ³) 未満である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする場合 (冷凍のための高圧ガスの製造及び液石法を除く。)	法第 5 条第 2 項 第 1 号
		一日の冷凍能力が 3 t 以上 20 t 未満 (第一種ガスは 20 t 以上 50 t 未満、フルオロカーボン (燃焼性の基準に適合するものを除く。) 又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は 5 t 以上 50 t 未満) の設備を使用して冷凍のためのガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造する場合	法第 5 条第 2 項 第 2 号
製造施設の軽微な変更		第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の軽微な変更工事をしようとする場合	法第 14 条第 2 項
製造施設等の変更		第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとする場合	法第 14 条第 4 項
許可申請 (許可) 取下げ		第一種製造者又は第一種貯蔵所が許可申請後又は許可後に取下げをする場合	細則第 5 条第 1 項
貯蔵所設置 (第二種貯蔵所)		貯蔵容積が 300 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満 (液化ガスの場合は 3 t 以上 10 t 未満)、第一種ガスにあっては 300 m ³ 以上 3000 m ³ 未満 (液化ガスの場合は 3 t 以上 30 t 未満) のガスを貯蔵する場合	法第 17 条の 2
貯蔵所の軽微な変更		第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の軽微な変更工事をしようとする場合	法第 19 条第 2 項
貯蔵所位置等の変更		第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更工事をしようとする場合	法第 19 条第 4 項
完成検査	受検	高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置又は変更の工事の完成検査を受検し合格していると認められた場合	法第 20 条第 1 項 ただし書 又は 同条第 3 項第 1 号
	結果報告	高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置又は変更の工事の完成検査を行った場合	法第 20 条第 4 項

完成検査	検査記録	認定完成検査実施者が、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置又は変更の工事の完成検査を行った場合	法第 20 条第 3 項第 2 号
高圧ガス販売事業		高圧ガスの販売を営もうとする場合	法第 20 条の 4
販売に係る高圧ガスの種類変更		販売業者が、販売するガスの種類を変更した場合	法第 20 条の 7
特定高圧ガスの消費		貯蔵能力が政令で定める数量以上の施設において特定高圧ガスを消費する場合、又は特定高圧ガスを消費する事業所以外の事業所から導管により供給を受ける場合	法第 24 条の 2 第 1 項
特定高圧ガス消費施設等の変更		消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事、又は消費をするための特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更する場合	法第 24 条の 4 第 1 項
高圧ガス製造開始・廃止		第一種製造者が高圧ガスの製造を開始又は廃止した場合	法第 21 条第 1 項
廃止	高圧ガス製造	第二種製造者が高圧ガスの製造の事業を廃止した場合	法第 21 条第 2 項 法第 21 条第 3 項
	貯蔵所	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止した場合	法第 21 条第 4 項
	高圧ガス販売事業	高圧ガスの販売事業を廃止した場合	法第 21 条第 5 項
	特定高圧ガス消費	特定高圧ガスの消費を廃止した場合	法第 24 条の 4 第 2 項
承継	第一種製造事業	第一種製造者について相続、合併又は分割により地位を承継した場合	法第 10 条第 2 項
	第二種製造事業	第二種製造者についてその事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割により地位を承継した場合	法第 10 条の 2 第 2 項
	特定高圧ガス消費者	特定高圧ガス消費者についてその事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割により地位を承継した場合	法第 24 条の 2 第 2 項
	第一種貯蔵所	第一種貯蔵所について譲渡又は引渡により地位を承継した場合	法第 17 条第 2 項
	高圧ガス販売事業	販売業者についてその事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割により地位を承継した場合	法第 24 条の 4 の 2 第 2 項
危害予防規程		第一種製造者が、危害予防規程を制定又は変更した場合	法第 26 条第 1 項
保安統括者の選解任		製造事業者（一般則及び液石則で定める者を除く。）であって、事業の実施を統括管理する高圧ガス製造保安統括者を選任又は解任をした場合。	法第 27 条の 2 第 5 項
保安技術管理者等の選解任		製造事業者（一般則及び液石則で定める者を除く。）であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する高圧ガス製造保安技術管理者又は高圧ガス製造保安係員を選任又は解任をした場合。	法第 27 条の 2 第 6 項

保安主任者等の選解任		第一種製造者（一般則及び液石則で定めるものを除く。）であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する高圧ガス製造保安主任者又は高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する高圧ガス製造保安企画推進員を選任又は解任をした場合。	法第 27 条の 3 第 3 項
冷凍保安責任者の選解任		製造事業者（冷凍則で定める者を除く。）であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する冷凍保安責任者を選任又は解任をした場合。	法第 27 条の 4 第 2 項
販売主任者の選解任		販売業者（一般則及び液石則で定めるものに限る。）であって、高圧ガスの販売に関する経験を有する高圧ガス販売主任者を選任又は解任をした場合。	法第 28 条第 3 項
取扱主任者の選解任		特定高圧ガス消費者が特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任をした場合。	法第 28 条第 3 項
保安統括者等の代理者の選解任		保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者の代理者を選任又は解任をした場合。	法第 33 条第 3 項
保安検査	受検	第一種製造者が高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合。	法第 35 条第 1 項第 1 号
	結果報告	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が保安検査を行った場合。	法第 35 条第 3 項
	検査記録	認定保安検査実施者が保安検査を行った場合。	法第 35 条第 1 項第 2 号
製造施設の休止		特定施設の使用を休止する場合。	一般則第 79 条第 2 項 液石則第 77 条第 2 項
報告徴収		公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると市長が認めた場合。	法第 61 条第 1 項
事故届		第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し又は消費する者、その他高圧ガス又は容器を取り扱う者が、所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき、又は高圧ガス容器を喪失し、又は盗まれた場合。	法第 63 条第 1 項
高圧ガス施設等の工事		製造者又は貯蔵所において、法第 14 条又は第 19 条の規定による許可又は届出を要しない工事で、処理量又は貯蔵量の変更を伴う工事を行った場合。	細則第 25 条
氏名等の変更		承継の届出に係るもの以外のもので、製造者、貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者の氏名（法人にあつては名称又は代表者の氏名）又は住所若しくは所在地に変更があった場合。	細則第 26 条
貯蔵する高圧ガスの種類の変更		貯蔵所に貯蔵する高圧ガスの種類を変更した場合。	細則第 27 条

3 申請・手続きに係る標準事務処理機関

申請区分	標準処理期間（日）	期間起算日	期間終了日
設置許可申請	21日	申請日の翌日	許可証交付日又は 通知書通知日
変更許可申請	14日	申請日の翌日	許可証交付日又は 通知書通知日
輸入検査申請	14日	申請日の翌日	合格証交付日又は 通知書通知日
完成検査申請	14日	検査完了日	検査証交付日又は 通知書通知日
保安検査申請	14日	検査完了日	検査証交付日又は 通知書通知日

備考

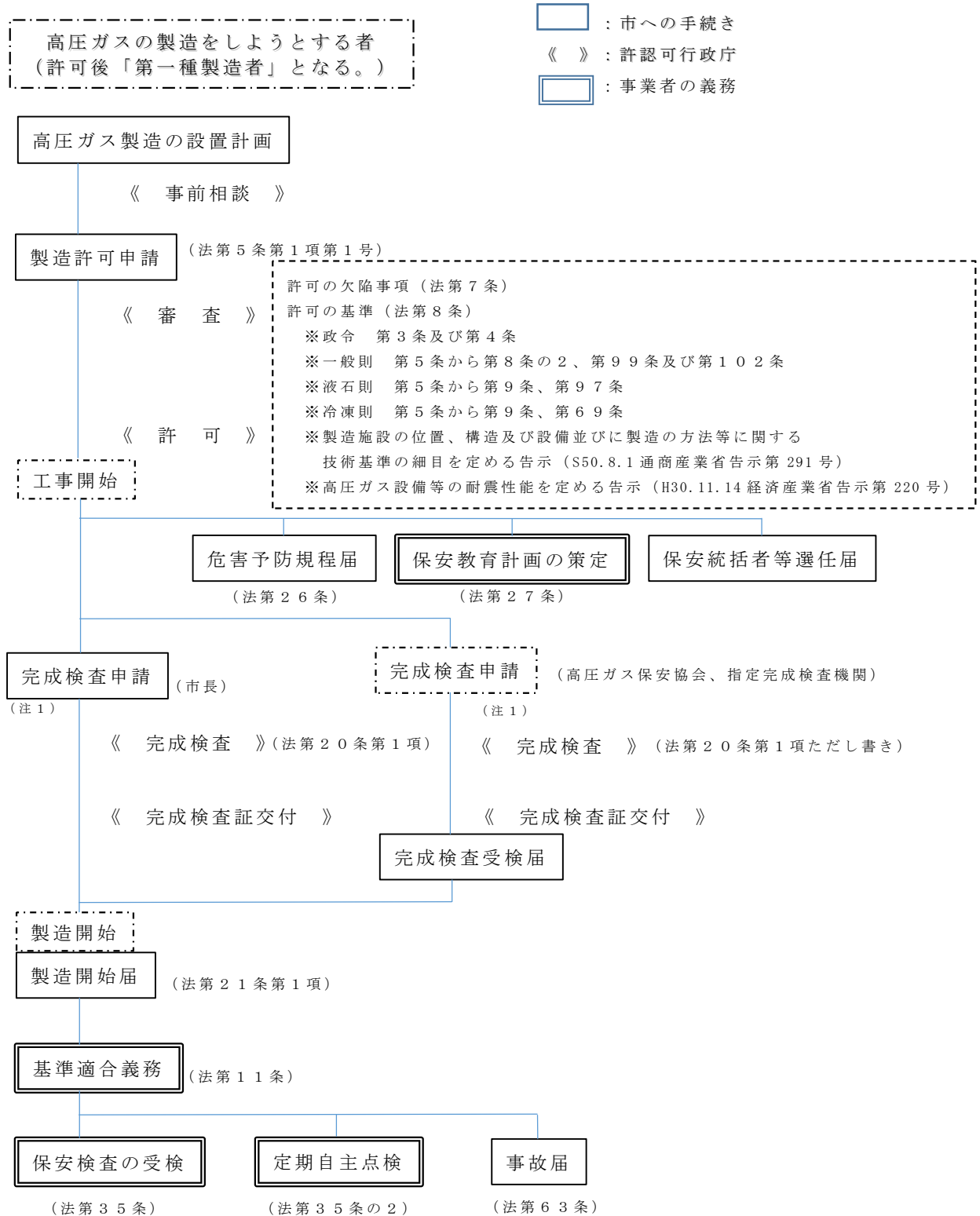
- (1) 標準処理期間の算定日数にあつては、次の日及び期間を含まない。
 - ア 土日、祝日、年末年始等の閉庁日。
 - イ 審査に必要な資料が揃っていない場合、資料が提出されるまでの間。
- (2) 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。
- (3) 交付日とは、許可証にあつては、許可年月日を示し、合格証、検査証にあつては、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- (4) 不許可等により、許可証等が交付できないときは、不許可等通知書の通知日を期間終了日とする。
- (5) 電子メールによる申請は、申請後に手数料を窓口にて納付するものとし、期間起算日は手数料納付日とする。

- 4 許認可等の審査にあつては、法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則及び市細則並びに当該審査基準に規定するもののほか、「安来市高圧ガス保安法許認可等申請手続きの手引き」を参照すること。

第2章 高圧ガスの製造について

第1 高圧ガスの製造の許可（法第5条第1項）

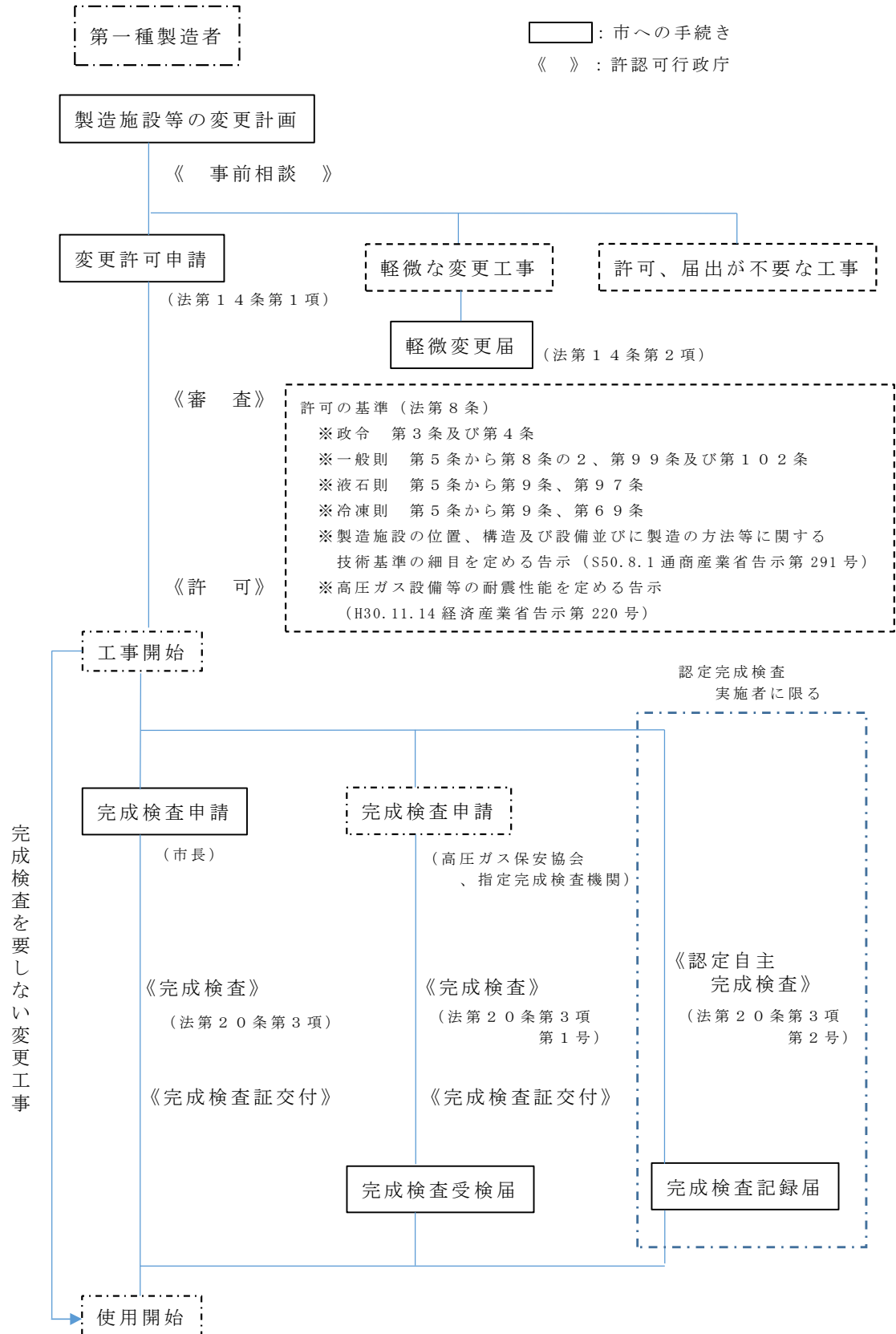
製造許可申請のフロー



(注1) 申請者が第一種製造者から技術上の基準に適合している施設を譲り受けた場合は完成検査を受ける必要はない。(法第20条第2項)

第2 高圧ガス製造施設等の変更許可（法第14条第1項）

変更許可申請のフロー



第3 審査基準

- 1 審査基準は法令等で定める技術上の基準のほか、以下のとおりとする。
 - (1) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について (R1.6.14 20190606 保局第3号。以下「一般則例示基準」という。)
 - (2) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について (R1.6.14 20190606 保局第4号。以下「液石則例示基準」という。)
 - (3) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について (R1.6.14 20190606 保局第6号。以下「冷凍則例示基準」という。)
 - (4) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規) (R2.8.6 20200715 保局第1号)
 - (5) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について (H30.11.14 20181105 保局第5号)
 - (6) 安来市高圧ガス保安法許認可等申請手続きの手引き

2 機能性基準

- (1) 一般則例示基準2.3及び液石則例示基準2.4「ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所」3.1(1)にある、「その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備」とは、次に掲げる設備を含めること。
 - ア ディスペンサー
 - イ ローディングアーム
 - ウ 充てん場
- (2) 一般則例示基準2.8「除害のための措置」で定める除害設備の能力は、次に掲げる条件等により、想定される最大の漏えい量を算出し、それに応じた能力を有すること。
 - ア 常用の温度における貯槽内圧力がかかった状況において、配管の1/2破断した場面を想定し、その断面積により噴出するものとする。
 - イ 液化ガスの気化率は、一般則例示基準5「液化ガスの流出を防止するための措置」2.3の表中の値を100%から減じた値を用いて算出すること。
 - ウ 毒性ガスの漏えい時の噴出量の計算式は、次によるものとすることができる。
$$Q = 60 K \rho F \sqrt{2 g H}$$

Q：液化ガスの噴出量 [t/min]
K：流量係数 [0.6]
 ρ ：常用の温度における液化ガスの密度 [t/m³]
F：管断面積 [m²]
g：重力加速度 [9.8m/s²]
H：液面差 [m]

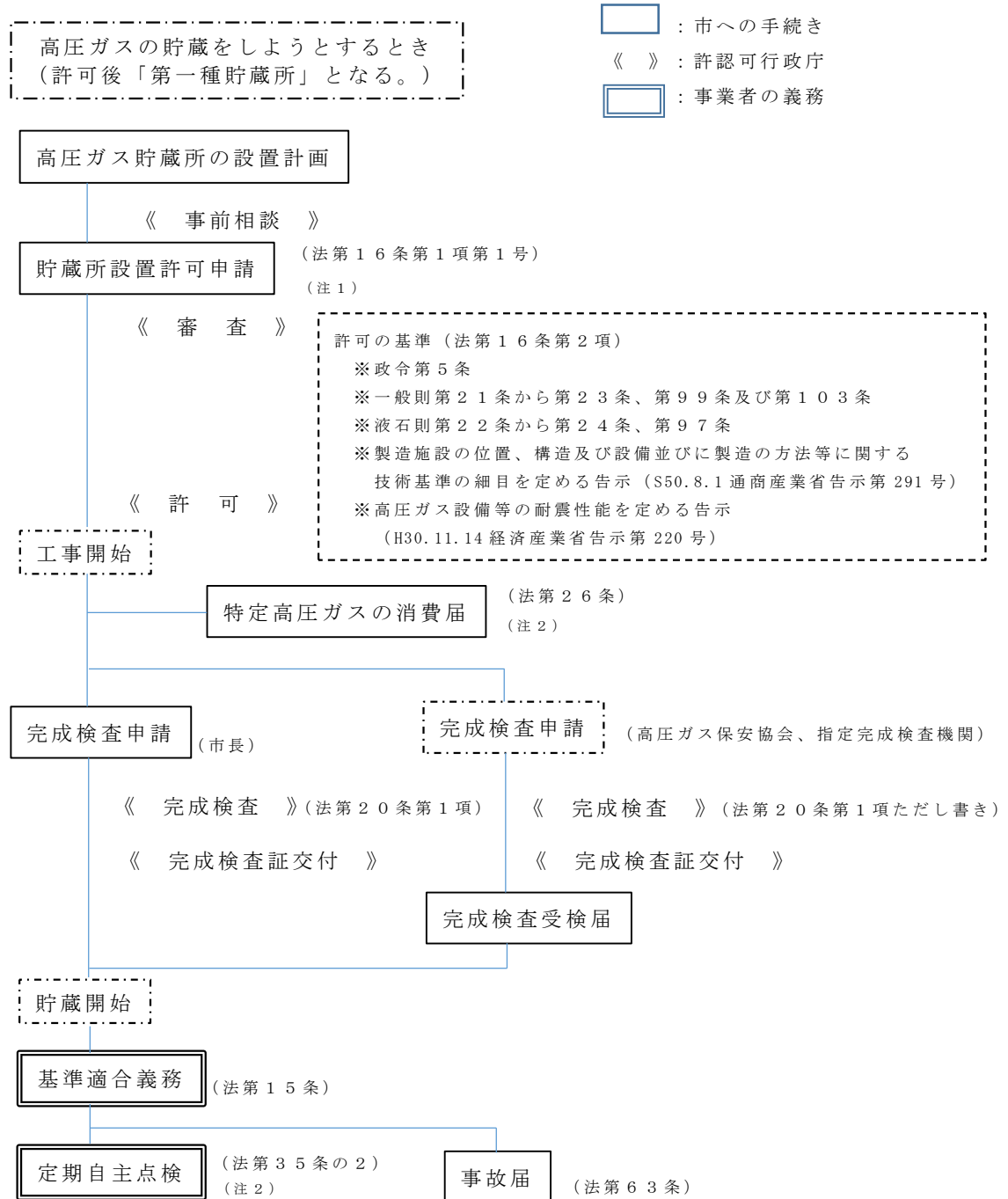
第4 完成検査 (法第20条第1項及び第3項)

完成検査は、製造又は変更の許可を受けた法で定める技術上の基準に適合していることを確認するものとする。

第3章 高圧ガスの貯蔵について

第1 高圧ガスの貯蔵の許可（法第16条第1項）

貯蔵許可申請のフロー

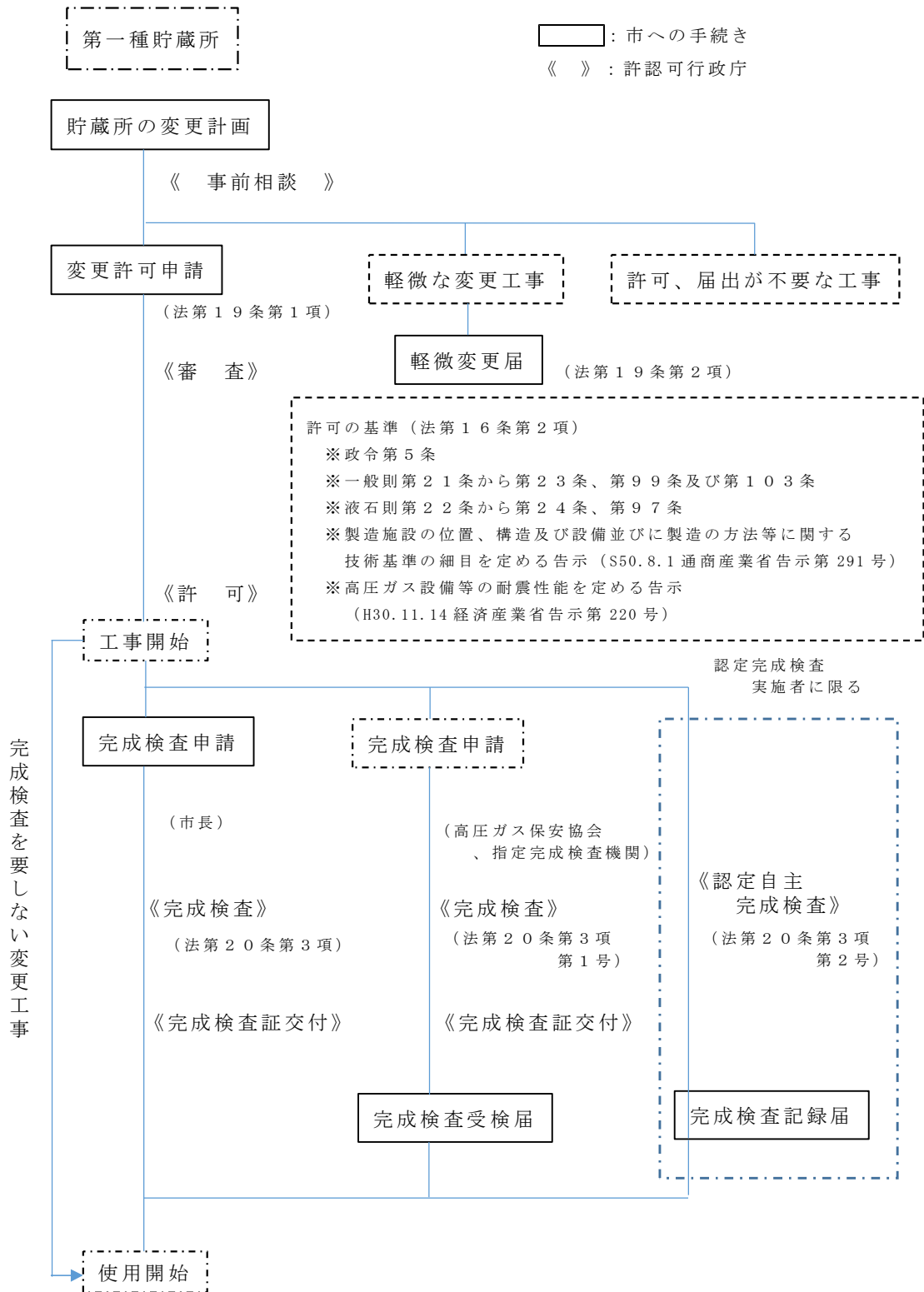


(注1) 第一種製造者が高圧ガス製造の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときを除く。

(注2) 特定高圧ガスを消費する者に限る。

第2 高圧ガス貯蔵所の位置等の変更許可（法第19条第1項）

変更許可申請のフロー



第3 審査基準

- 1 審査基準は法令等で定める技術上の基準のほか、以下のとおりとする。
 - (1) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(R1.6.14 20190606 保局第3号。以下「一般則例示基準」という。)
 - (2) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(R1.6.14 20190606 保局第4号。以下「液石則例示基準」という。)
 - (3) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(R2.8.6 20200715 保局第1号)
 - (4) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について(H30.11.14 20181105 保局第5号)
 - (5) 安来市高圧ガス保安法許認可等申請手続きの手引き

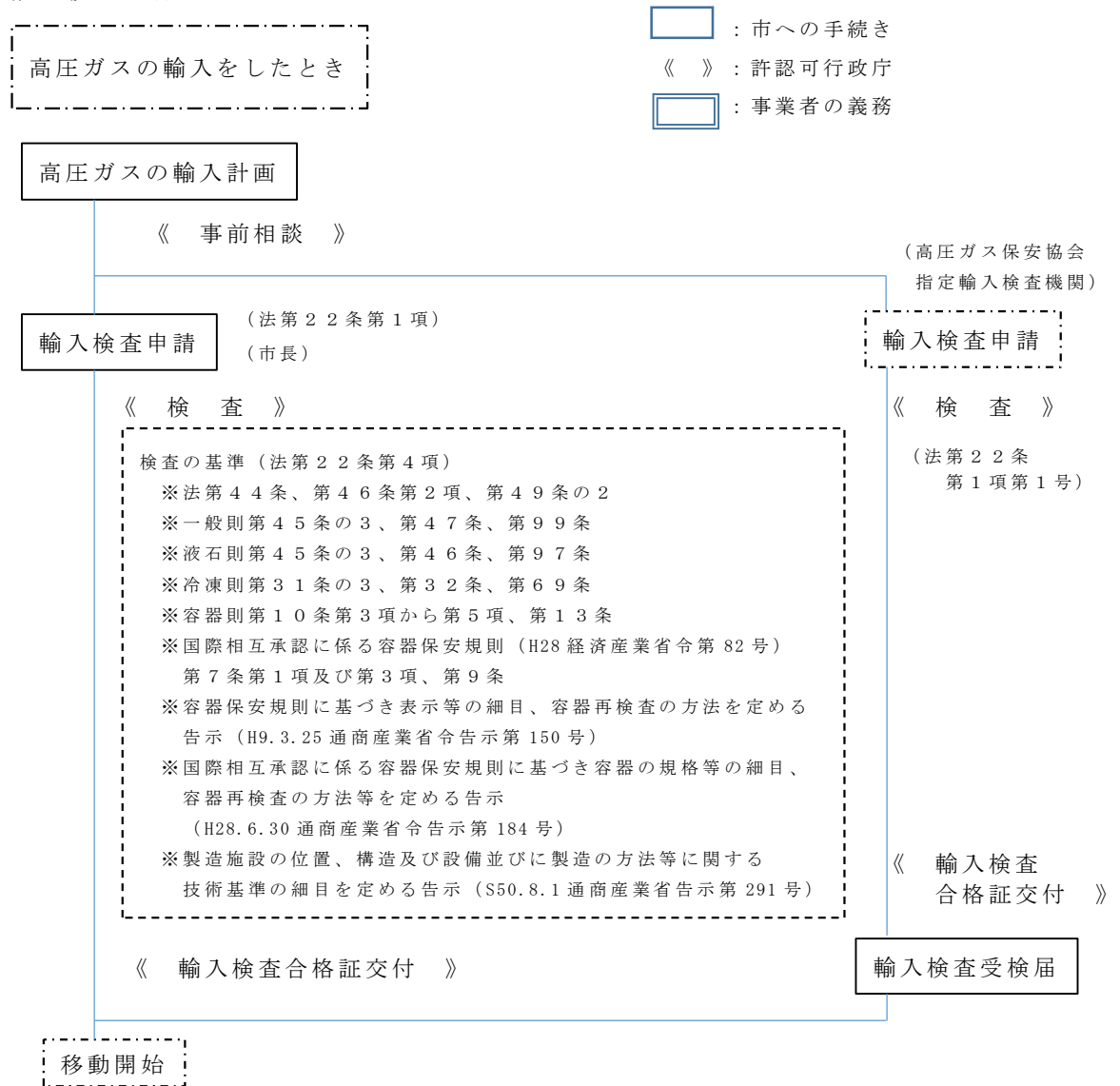
第4 完成検査(法第20条第1項及び第3項)

完成検査は、第一種貯蔵所の設置又は位置等の変更の許可を受けた法で定める技術上の基準に適合していることを確認するものとする。

第4章 高圧ガスの輸入について

第1 輸入検査（法第22条第1項）

輸入検査申請のフロー



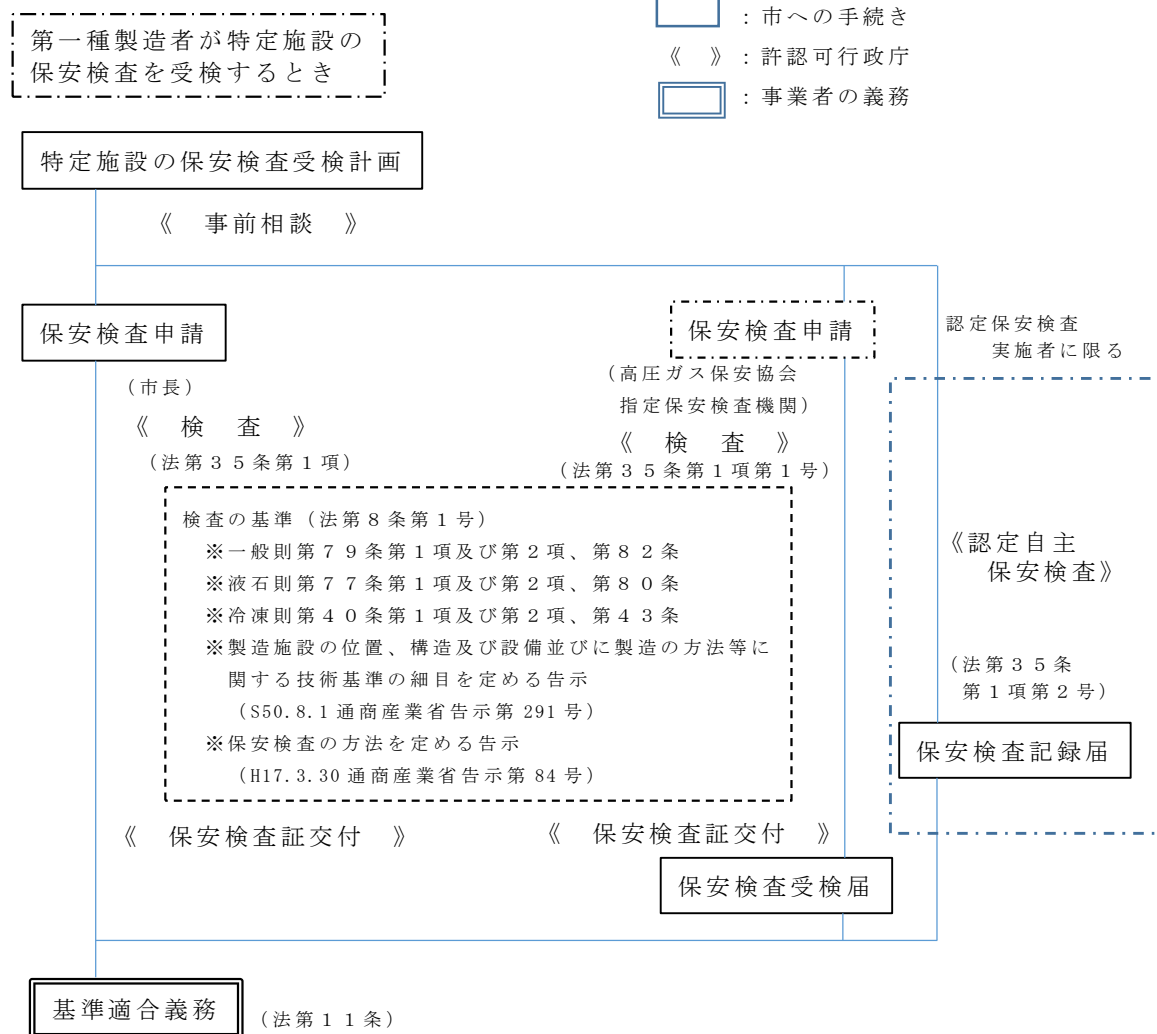
第2 審査基準

- 1 審査基準は法令等で定める技術上の基準のほか、以下のとおりとする。
 - (1) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規) (R2.8.6 20200715 保局第1号)
 - (2) 容器保安規則の機能性基準の運用について (R1.6.14 20190606 保局第7号)
 - (3) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について (R1.6.14 20190606 保局第8号)
 - (4) 安来市高圧ガス保安法許認可等申請手続きの手引き

第5章 特定施設の保安検査について

第1 保安検査（法第35条第1項）

保安検査申請のフロー



第2 審査基準

- 1 審査基準は法令等で定める技術上の基準のほか、以下のとおりとする。
 - (1) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（R2.8.6 20200715 保局第1号）
 - (2) 安来市高圧ガス保安法許認可等申請手続きの手引き